

## 滝川市地域旅客運送サービス継続事業実施業務 募集要項

### 1 募集の目的

滝深線の運行事業者からの退出意向を受け、市民の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に規定する「地域旅客運送サービス継続事業」を実施する。

本事業の実施に当たり、最も適切な事業者を企画提案内容により総合的に評価できる公募型企画提案方式で選定するものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称 滝川市地域旅客運送サービス継続事業実施業務
- (2) 業務期間 令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（長期継続契約）
- (3) 業務内容 別紙「滝川市地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
- (4) 提案上限額 単価 9,460 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
予定総額 8,854,560 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署 〒073-8686 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号  
滝川市総務部企画課 電子メール：kikaku@city.takikawa.lg.jp

### 3 参加資格

本件に参加しようとする事業者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年滝川市条例第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (5) 令和 8 年 4 月 1 日現在、滝川市内に本店を有すること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事

業の許可を受けていること。

(8) 令和8年4月1日時点で、中空知広域圏内における令和4年4月1日以降の3年間にわたる一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績があること。

(9) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

#### 4 企画提案審査の手続

##### (1) スケジュール

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ① 募集要項等の公表       | 令和8年5月11日       |
| ② 募集要項等に関する質問    | 令和8年5月15日 13時まで |
| ③ 質問に対する回答       | 令和8年5月18日       |
| ④ 参加表明書の提出期限     | 令和8年5月20日 17時まで |
| ⑤ 企画提案書の提出期限     | 令和8年5月25日 17時まで |
| ⑥ プレゼンテーション(予定)  | 令和8年5月28日       |
| ⑦ 審査結果の通知・公表(予定) | 令和8年5月29日       |

##### (2) 質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書(様式第1号)により以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年5月15日13時まで
- ② 提出方法 持参(開庁日の9時から17時まで)又は郵送により提出すること。
- ③ 回 答 令和8年5月18日に、滝川市公式ホームページに掲載する。

##### (3) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第2号)により以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年5月20日 17時まで
- ② 提出方法 持参(開庁日の9時から17時まで)又は郵送により提出すること。

##### (4) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書(様式第3号)により、③に記載の書類とともに以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年5月25日 17時まで
- ② 提出方法 持参(開庁日の9時から17時まで)又は郵送により提出すること。
- ③ 提出書類

ア 見積書(様式第4号)

※1 見積金額のうち、単価については、出発点となる滝川市内のいずれかの場所から「江部乙中央通」停留所を経由して「19丁目」停留所まで運行し、「19丁目」停留所から同じ経路により出発点である滝川市内のいずれかの場所まで運行した場合を1往復とし、1往復あたりの金額を記載すること。また、総額

については、単価に記載の金額に業務期間（令和8年10月1日～令和10年3月31日）の最大運行予定回数936回を乗じた金額を記載すること。

※2 1回あたりの金額は利用客からの運賃を滝川市の収入とすることとして算出すること

イ 道路運送法第4条の許可書の写し又は運輸支局が発行する証明書の写し

ウ 印鑑証明書又は写し（発行後3月を超えないもの）

エ 履歴事項全部証明書又は写し（発行後3月を超えないもの）

オ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納のないことの証明書）

※直近の年度のものであって、かつ発行後3月を超えないもの

カ 道民税及び市民税の納税証明書

※直近の年度のものであって、かつ発行後3月を超えないもの

キ 会社概要のわかる書類

※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの（パンフレット等）

ク 申請の日の属する事業年度の直近事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 誓約書（様式第5号）

#### （5）プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

① 場所・日程 令和8年5月28日（予定）に行う。詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

② 審査職員会議 「滝川市地域旅客運送サービス継続事業実施業務企画提案審査職員会議」（以下「審査職員会議」という。）を設置し、企画提案の審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

③ 審査方法

ア 説明時間10分、質疑応答5分、計15分とする。

イ プレゼンテーションへの参加は4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。

ウ 企画提案書に基づき説明を行うこと。

④ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

#### （6）審査結果

ア 審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。

イ 審査結果については参加事業者に通知するとともに、滝川市公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。

ウ 提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

## 5 契約手続き

- (1) 審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- (2) 協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 契約締結に当たっては、別紙「滝深線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加及び削除等を行うものとする。

## 6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 滝川市（以下「市」という。）が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 参加に当たり提案者に生じた損害等については、市は一切その責を負わないものとする。
- (11) 提案にあたり、提案上限額を超えた金額を提案した場合は、失格とする。
- (12) 契約締結後、滝川市から受託事業者に支出する金額は、見積書（様式第4号）記載の単価に契約期間中の運行回数実績を乗じた金額とする。

## 7 受託事業者に係る留意事項

- (1) 個人情報の取扱い
  - ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
  - イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる（契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は

職務を退いた後においても同様とする。)

ウ 市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ市が認めるときは、この限りではない。